

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（品川区決定）

都市計画大崎駅東口第3地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

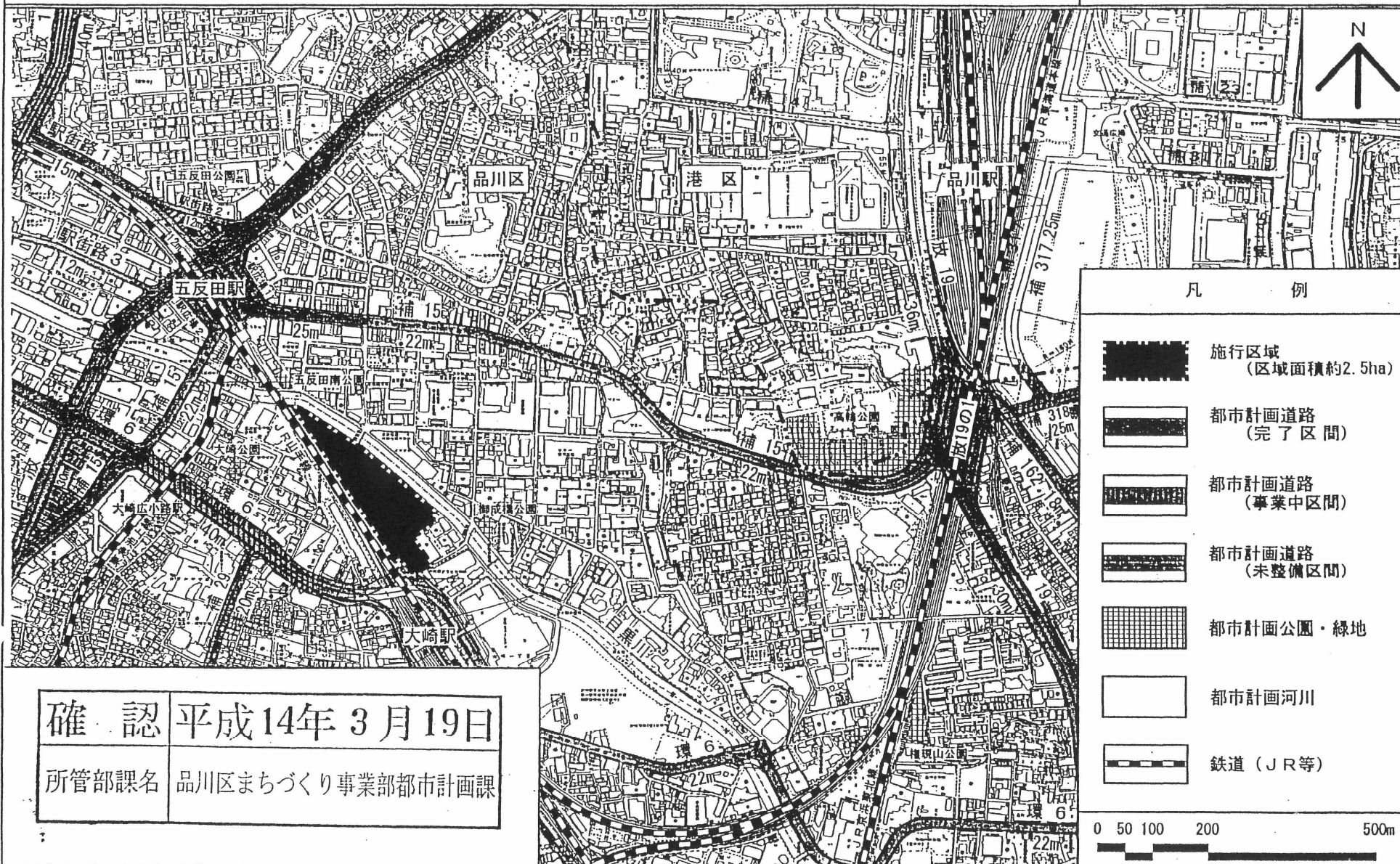
名 称		大崎駅東口第3地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 2. 5 ha				
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		区画道路	地区幹線道路	幅員12.0m、延長 約 320m		新設・既存道路の拡幅
		特殊道路	歩行者専用道	幅員 4.0m、延長 約 20m		新設
	公園及び緑地	緑 地	緑地	面積 約 1,000㎡		新設
建築物の整備	街区番号	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主 要 用 途	高さの限度	備 考
	1	約 10,800㎡	約114,300㎡ [約 98,300㎡]	事務所、住宅、店舗、駐車場	高層部 99m 低層部 25m	
	2	約 1,600㎡	約 32,100㎡ [約 21,000㎡]	住宅、駐車場	高層部 99m 低層部 25m	
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整 備 計 画			
	1	約 16,100㎡	建築敷地内に歩行者通路（地区施設）及び緑道（2号施設）を設け、公開空地を適切に配置する。道路に沿って建物を5m後退させて歩道状空地を整備し、良好で魅力ある歩行者空間を確保する。ただし、歩行者専用道の用に供する部分については、この限りではない。			
	2	約 3,800㎡				
住宅建設の目標		戸 数	面 積	備 考		
		約 540戸	約 59,700㎡			
備 考		再開発地区計画区域内にあり。				

「施行区域、公共施設の位置、街区の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり。」

理由：

大崎副都心を形成する地区として土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

大崎駅東口第3地区第一種市街地再開発事業

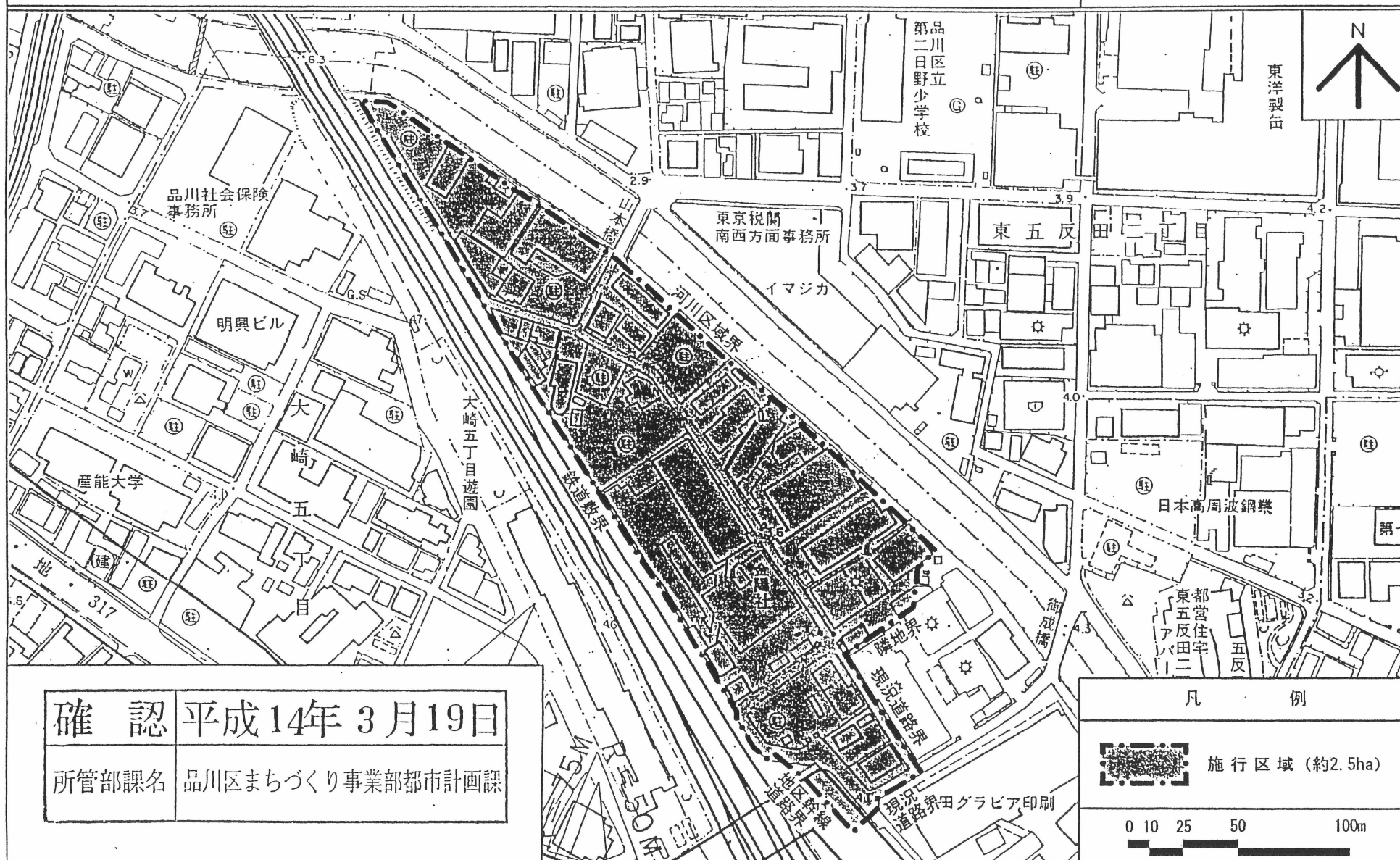
$$S = 1 : 10, 000$$


大崎駅東口第3地区第一種市街地再開発事業

計画図（１）施行区域図

〔品川区決定〕

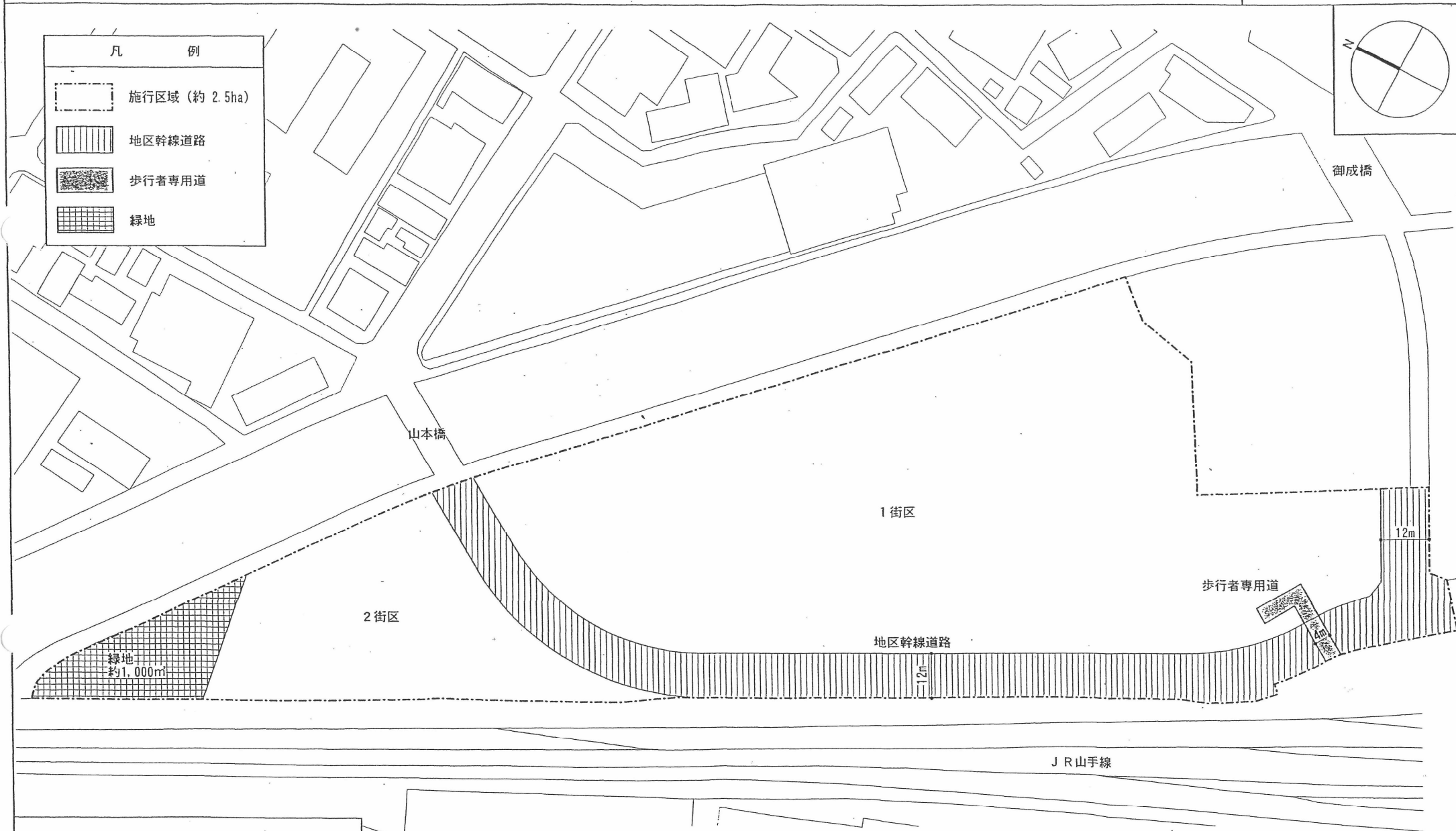
S = 1 : 2, 5 0.0



東京都市計画第一種市街地再開発事業
大崎駅東口第3地区第一種市街地再開発事業

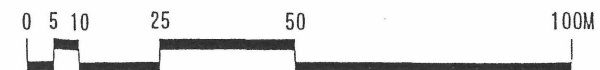
計画図(2) 公共施設の配置及び街区の配置図

S=1:1,000



確 認 平成14年 3月19日

所管部課名 品川区まちづくり事業部都市計画課



東京都市計画第一種市街地再開発事業

大崎駅東口第3地区第一種市街地再開発事業

計画図（３）建築物の高さの限度図

〔品川区決定〕

$$S = 1 : 1, \quad 0 \ 0 \ 0$$
